



福岡医発第2547号(地)
平成24年 2月 3日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

結核・精神医療給付金の廃止について

全国土木建築国民健康保険組合では、当該保険組合の被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項若しくは第37条の2第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項又は障害者自立支援法第58条第1項（精神通院医療に限る。）の規定による医療に関する給付を受けた場合に、自己負担相当額を「結核・精神医療給付金」として現物給付することとして、保険医療機関または保険薬局から公費併用明細書によりご請求し、法定給付分と合わせて支払われておりましたが、今般、平成24年3月31日をもって、この「結核・精神医療給付金」制度を廃止するため、平成24年4月診療分からは法令等に基づく自己負担額を徴収していただくよう別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件につきましては、請求等の実績に基づき一部の保険医療機関及び保険薬局には全国土木建築国民健康保険組合より直接通知されますとともに、被保険者に対しましても別途周知されることとなっております。
- 2) 平成24年4月1日以降に交付される被保険者証については、下記のとおり一部負担割合の表記が削除されます。

記

(削除する被保険者証の一部負担割合の表記)

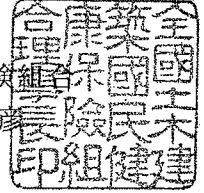
一部負担割合 法定どおり。但し、感染症法第37条、第37条の2及び障害者自立支援法第58条適用医療（精神通院医療に限る。）の自己負担なし
--

土本第4703号の2
平成24年1月24日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

全国土木建築国民健康保険組合
理事長 坂本 龍彦



結核・精神医療給付金の廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本組合の事業運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合においては、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項若しくは第37条の2第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項又は障害者自立支援法第58条第1項（精神通院医療に限る。）の規定による医療に関する給付を受けた場合に、自己負担相当額を「結核・精神医療給付金」として現物給付することとして、保険医療機関又は保険薬局から公費併用明細書によりご請求いただき、法定給付分と合わせてお支払いして参りましたが、平成24年3月31日をもって、この「結核・精神医療給付金」制度を廃止することといたします。

そのため、平成24年4月診療分からは法令等に基づく自己負担額を徴収いただきますよう、貴会会員各位にご周知願いたく通知申し上げます。

なお、以上のことにつきましては、貴会会員のうち請求等の実績に基づき一部の保険医療機関及び保険薬局あて通知するとともに、被保険者に対しては別途周知することとしております。

おって、平成24年4月1日以降に交付する被保険者証については、次のとおり一部負担割合の表記を削除することとし、改めて貴会あてご案内申し上げます。

敬 具

（削除する被保険者証の一部負担割合の表記）

一部負担割合 法定どおり。但し、感染症法第37条、第37条の2及び障害者自立支援法第58条適用医療（精神通院医療に限る。）の自己負担なし

